

受益者負担金猶予基準

猶予対象項目	猶予期間	猶予金額	摘要
1 裁判上の係争中の土地	判決が確定するまでの期間	当該係争地に係る負担金の額	土地の所有権、賃借権等について争っている土地
2 公の扶助を受けている者	2年以内	当該扶助を受けている者に係る負担金の額	生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者 生活扶助認定期間内更新可
3 災害、盗難その他の事故等により納付が困難と認められる者	2年以内	町長が認める額	火災、浸水災害、盗難、又は世帯の所得の大部分を得る者の事故等で負担金の納付が困難と認められる者
4 前各号に掲げる場合のほか、特に町長が徴収猶予を必要があると認めるとき。			
田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地	宅地化されるまでの期間(宅地として使用し、下水道の使用が現実になるまでの期間をいう。)	当該土地に係る負担金の額	現に耕作されている農地等(生産緑地法(昭和49年法律第68号)第2条第1号に規定する農地)又は池沼等の宅地化が困難な土地をいい、かつ、登記地目及び現況が猶予対象項目と一致するもの)
受益者が自己の居住の用にのみ供する1区画1戸の土地で、その面積が1,000平方メートルを超える場合において、当該1,000平方メートルを超える面積に相当する土地	1,000平方メートルを超える面積の土地が汚水を排出する状況になるまでの期間	1,000平方メートルを超える面積に相当する額	
公共下水道が使用できない宅地及び汚水を排出しない土地	下水道の使用が現実になるまでの期間	当該土地に係る負担金の額	
その他特に町長が徴収猶予を必要があると認めるとき。	町長が認める期間	町長が認める額	

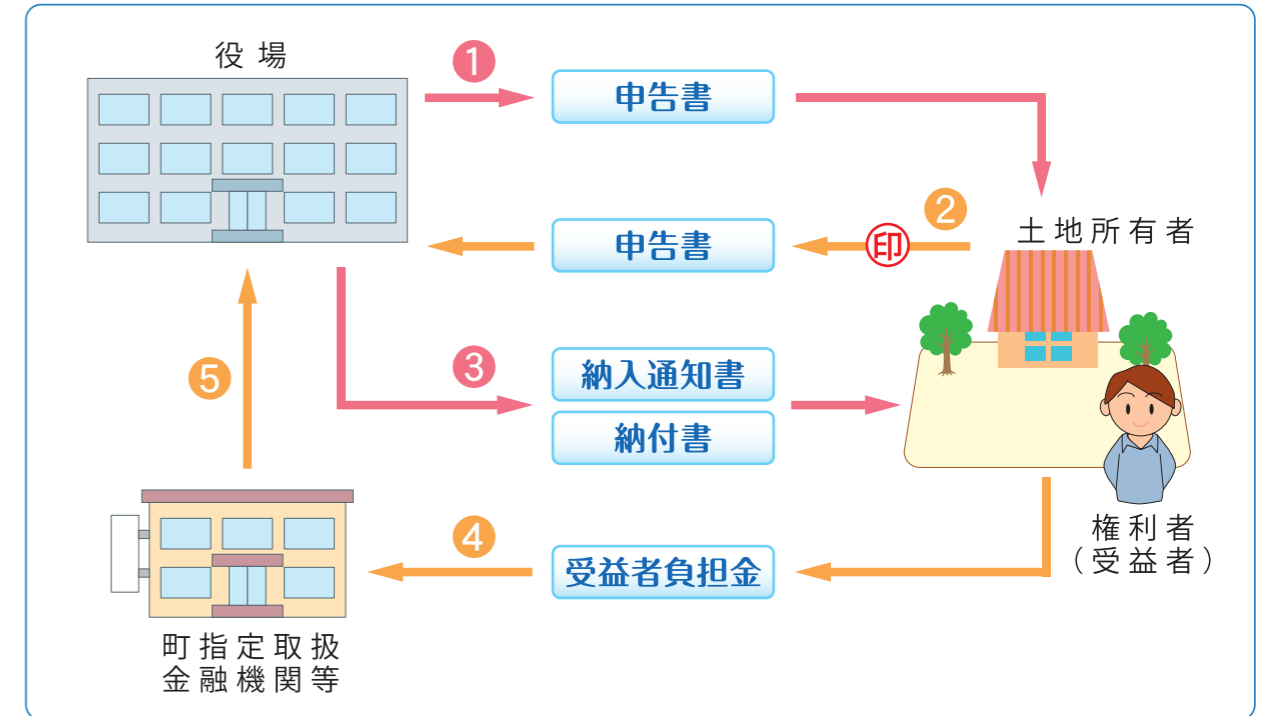
受益者負担金減免基準

減免対象項目	減免率(%)	減免対象項目	減免率(%)
1 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地	100	7 前各号に掲げるものほか、その状況により特に町長が負担金を減免を必要があると認めるとき。	
2 国又は県が公用に供し、又は供することを予定している土地		学校法人が設置する学校及び各種学校の土地	75
学校用地	75	社会福祉法人が設置する施設の土地	75
社会福祉施設用地	75	宗教法人の境内地	50
警察法務収容施設用地	75	墓地	100
一般庁舎用地	50	公道に準ずる私道	100
病院用地	25	急傾斜地等のため宅地化が困難な土地	25~100
企業用財産用地	25	町内の公民館用地等	100
有料の公務員宿舍用地	25	消防団が所有し、又は使用している土地	100
文化財用地	100	高圧架空電線路用地	25
3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100	土地開発会社の土地	75
4 町が所有し、又は使用している土地	75	鉄道用地等	100
5 町が所有し、又は使用することを予定している土地	75	その他、特に町長が減免を必要があると認めるとき。	町長が認める率
6 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した者	提供した金銭等の範囲内		

受益者申告書の発送から納付まで

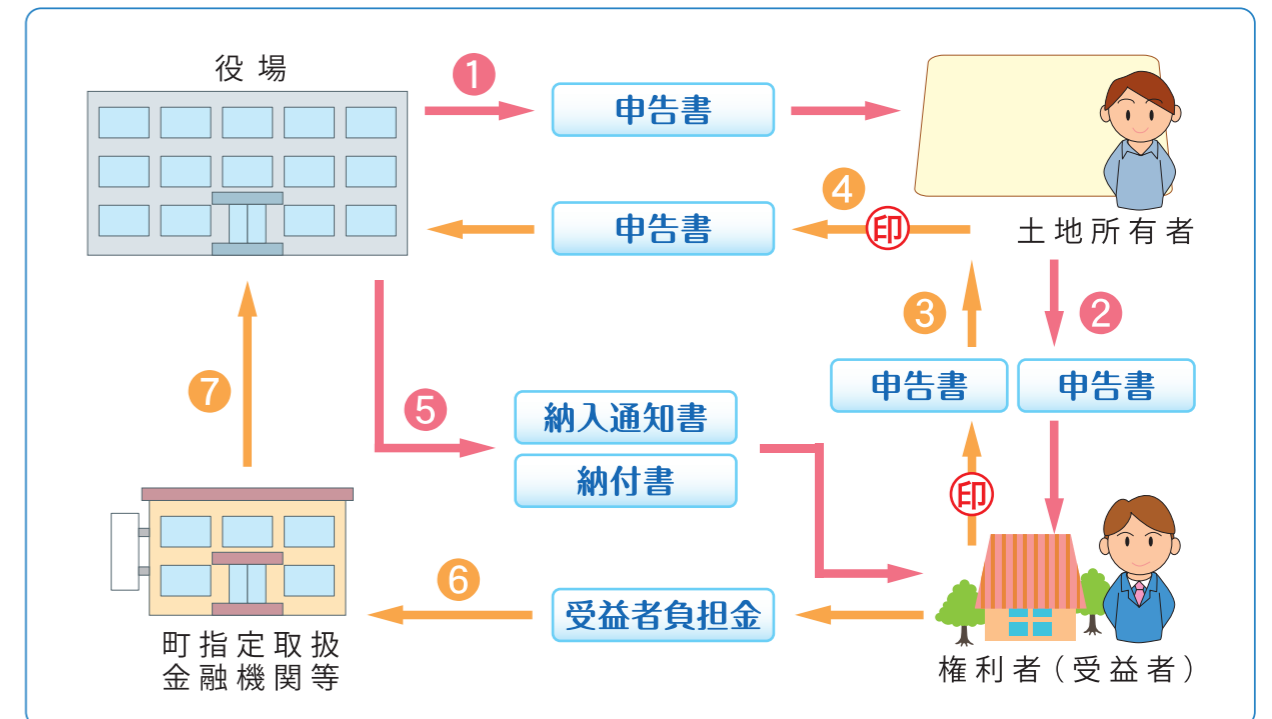
自分の土地を自分で使用している場合

<他に権利者のない場合>



自分の土地に権利者(地上権者、質権者等)がいる場合

<他に権利者のある場合>



※図の中の数字は手続きなどの順番です。